

半島振興のための国税・地方税の 優遇措置について

平成30年7月

国土交通省 半島振興室

目次

	ページ
はじめに	1
半島地域の税制特例制度（国税）の概要 . . .	2
対象となる地域	3
対象となる業種	4
対象となる設備投資	5
事業者・設備投資の規模等の要件	6
他の国税の優遇措置との比較（例：過疎税制）	7
半島地域の税制特例制度（地方税）の概要	9
半島税制まとめ	10
【参考】産業振興促進計画の策定について（市町村の御担当の方へ）	11

はじめに

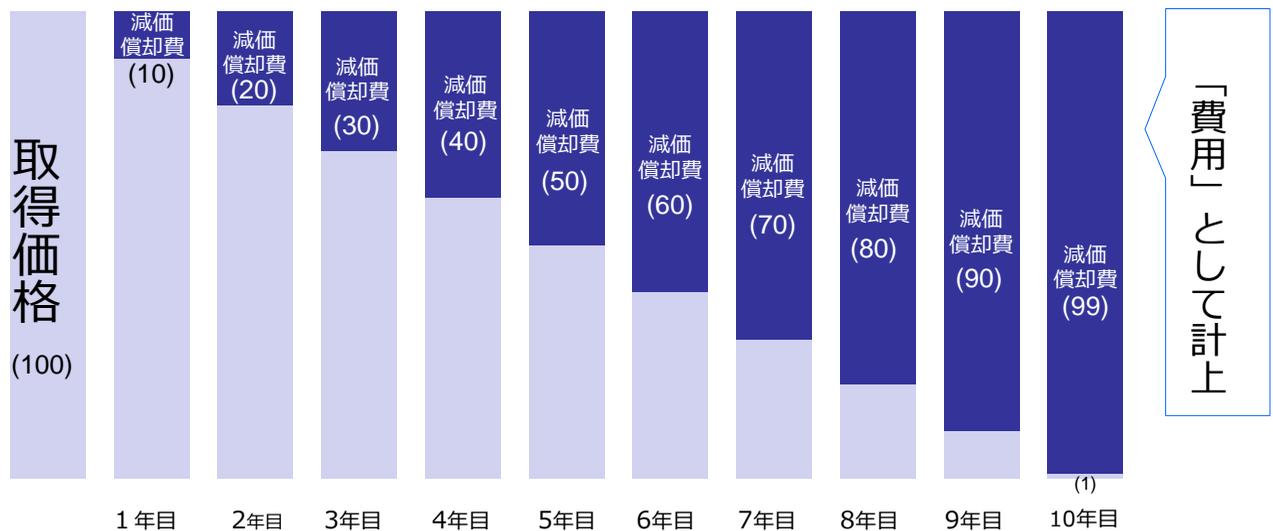
減価償却について

事業者がその事業のために使用する機械や建物などの資産は、使用による劣化などで価値が減少します。このような時の経過による資産価値の減少を、定められた範囲内で、一定の方法（定額法・定率法）で費用として継続的に計上していく仕組みを減価償却といいます。

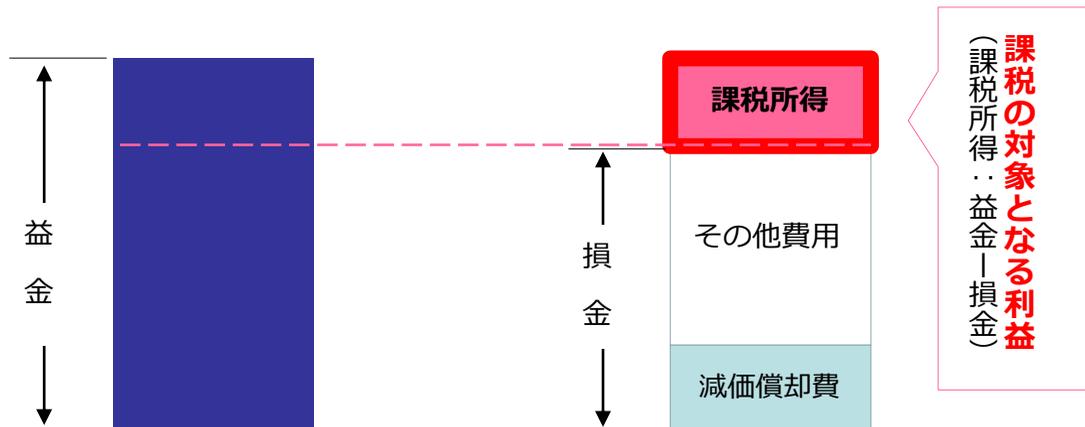
税務において、減価償却した費用は、課税の対象となる課税所得から除外されます。

【減価償却（普通償却）】

定額法、取得価額100、耐用年数10年の場合



【課税の対象となる利益（課税所得）】



半島地域の税制特例制度（国税）の概要

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度について

半島振興対策実施地域内の市町村が、**産業振興促進計画**を策定している場合に、その**計画の対象区域**において、対象の事業を行う事業者が、当該事業のために用いる**設備の取得、建設、改修等**を行った場合、**5年間の割増償却**を行うことができます。

対象業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、
情報サービス業等

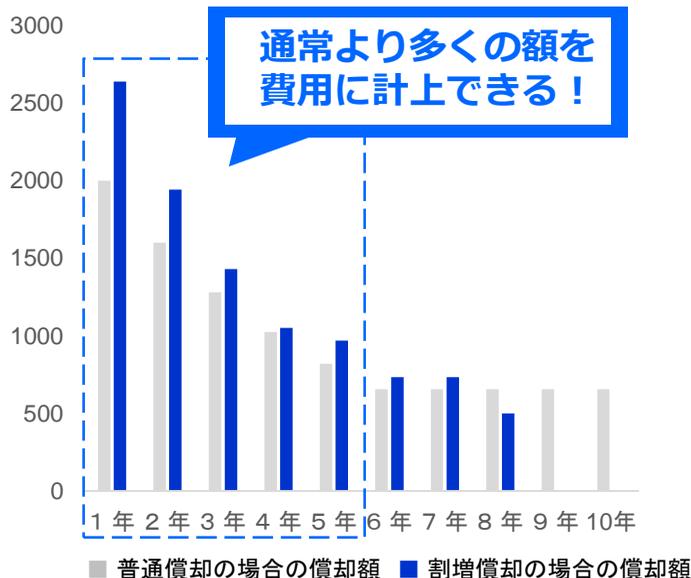
対象設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得、
建設、改修等

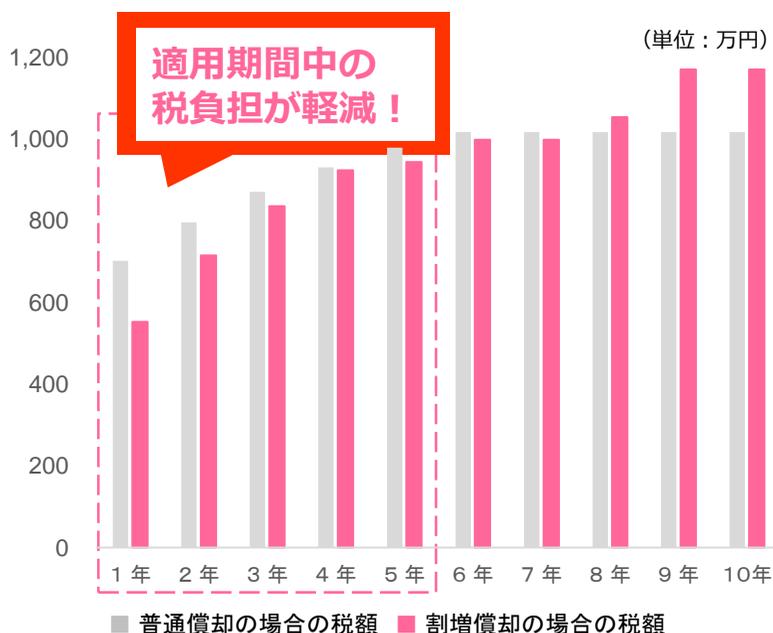
特例内容

取得価額の一定割合に相当する額を、当該事業年度より
5年間、割増して減価償却できます。

割増償却を行った場合の減価償却額



割増償却を行った場合の法人税額



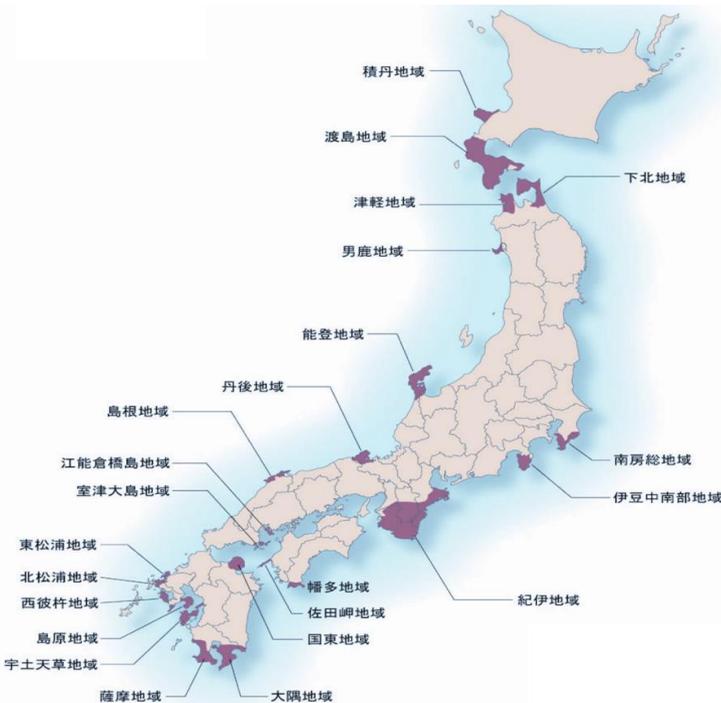
対象となる地域

半島振興対策実施地域とは？産業振興促進計画とは？

以下の地域を対象に、本制度に基づく優遇措置が適用されます。

- 1 国が都道府県の申請に基づき、半島振興が適当と認めて指定した一定の基準を満たす地域（**半島振興対策実施地域**）であって、
- 2 市町村が、その区域の特性に応じた農林水産業、商工業、情報通信業、観光その他の産業の振興を促進するための計画（以下「**産業振興促進計画**」という。）を作成し、主務大臣の認定を受けている地域

半島振興対策実施地域



【指定基準（半島振興法第2条）】

- 1 2以上の市町村からなり、一定の社会的経済的規模を有すること
- 2 高速道路、空港等の整備について他の地域に比較して低位にあること
- 3 雇用の増大のため企業立地の促進等が必要である等の地域であること

産業振興促進計画

〇〇村 産業振興促進計画

市町村が作成し国が認定

市町村による計画策定により、

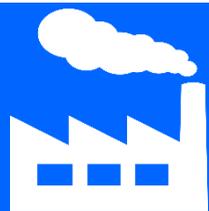
- 1 **国税の優遇措置（割増償却）**の適用が可能となるほか、
- 2 **道府県・市町村税の優遇措置（不均一課税）**の適用がなされる可能性があるなどのメリット！

計画策定済み地域は別紙参照

(12ページ)

対象となる業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とは？



製造業

食料品製造、木材・木製品製造、繊維製造、金属製品製造、生産用機械器具製造、電気機械器具製造 等



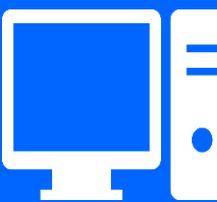
旅館業

ホテル営業、旅館営業 等



農林水産物等販売業

農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等



情報サービス業等

情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 等



※ 日本標準産業分類（総務省）を参考にしてください。

※ 取得等をした機械及び建物が、割増償却の対象になるかどうかは、最寄りの税務署でご確認ください。

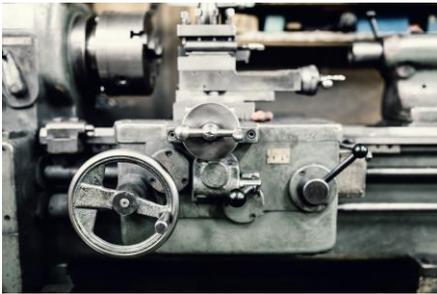
対象となる設備投資

対象となる設備は？どのような場合に活用されているのか？

本制度の対象は、**機械・装置、建物・附属設備、構築物**です。

これらの設備について、事業者が、**取得、建設、改修（増改築、修繕又は模様替）**などを行った場合に、本制度を利用することができます。

機械・装置



建物 附属設備



構築物



こんな場面で活用されています！

A社 (製造業)

海外への販路開拓のために最新の酒造設備を導入。最新設備を導入したことで、より多くの顧客の需要に応えることができたし、新たな従業員の雇用にもつながった！



B社 (旅館業)

遊休施設の再生による地域振興への貢献と、調理部門の効率UPのために旅館を改修。半島税制は他の税制と比べて自社の財務状況に合い、活用しやすかったため利用した。



C社 (農林水産物 等販売業)

農地集積による規模拡大を図る中、従来の設備で対応できなくなったため米穀乾燥調整施設を取得。税の繰り延べによる手元資金の確保のため半島税制を利用した。



事業者・設備投資の規模等の要件

小規模事業者でも利用できるのか？設備の取得価額の要件は？

本制度は、事業者の業種、資本金の規模に応じて、**最小で500万円の設備投資から利用できる**とされ、**建物の改修も対象**とされるなど、**小規模事業者に幅広く利用して頂ける優遇措置**です。

対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新增設
取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期限		平成31年3月31日まで		

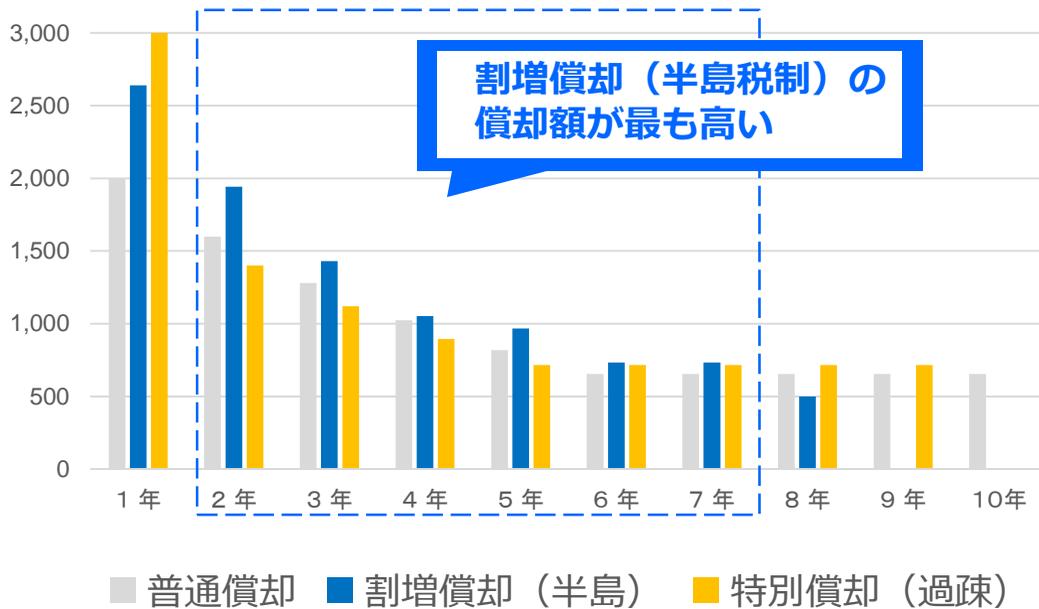
他の国税の優遇措置との比較（例：過疎税制）

半島税制は、**対象業種・設備が多く、建物の改修にも利用**できます。また、**最小で取得価格500万円から利用できる**など、**幅広い場面で利用頂けます。**

	半島税制	過疎地域自立促進特別措置法に基づく税制
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 <u>情報サービス業等</u>	製造業、旅館業、農林水産物等販売業
対象設備	機械、装置 建物、附属設備、 <u>構築物</u>	機械、装置（ <u>旅館業は対象外</u> ） 建物、附属設備
取得の態様	取得、建設、 <u>改修（増改築、修繕又は模様替）</u> 等	新設又は増設 （新增設に伴う機械・装置、建物・附属設備の取得又は製作若しくは建設を含む）
償却方法	<u>割増償却</u> （ <u>適用期間は5年間</u> ）	特別償却 （ <u>設備投資した事業年度のみ</u> が対象）
償却率	機械・装置： 32% 建物・附属設備、構築物： 48%	機械等：取得価格の10% 建物等：取得価格の6%
取得価格の要件	<u>最小で500万円以上</u> （事業規模別に要件を指定）	取得価額2,000万円以上

割増償却は、特別償却に比べ、初年度（設備投資した事業年度）の償却額への上乗せ額は少ないものの、その後数年間の上乗せ額は特別償却を行った場合より割増償却を行った場合の方が上回ります。

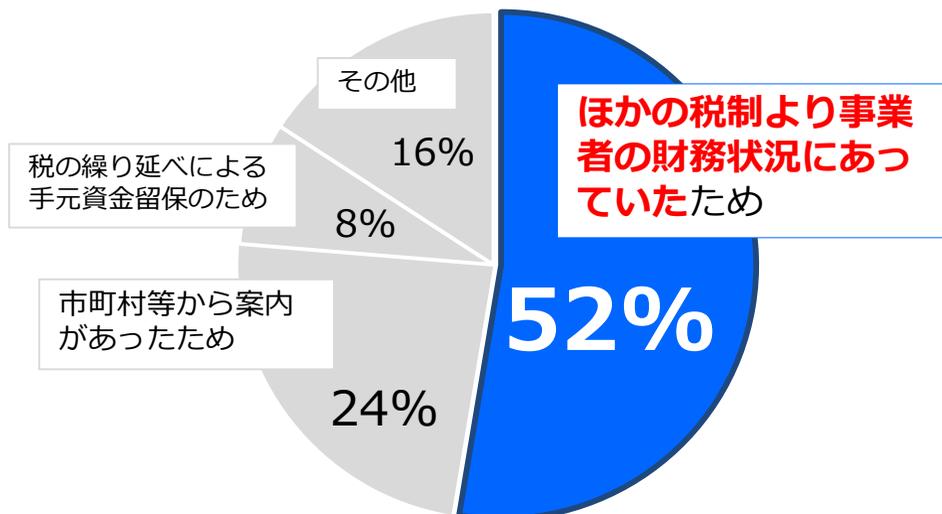
■ 割増償却（半島税制）と特別償却（過疎税制）の償却額の比較



償却前の課税所得額は5,000万円 取得価額1億円、法定耐用年数10年の機械を定率法により償却

半島税制（国税の割増償却）を利用した事業者の半分以上が、「ほかの税制より財務状況にあった」と評価しています。

■ 半島税制（国税）利用の理由（事業者アンケート）



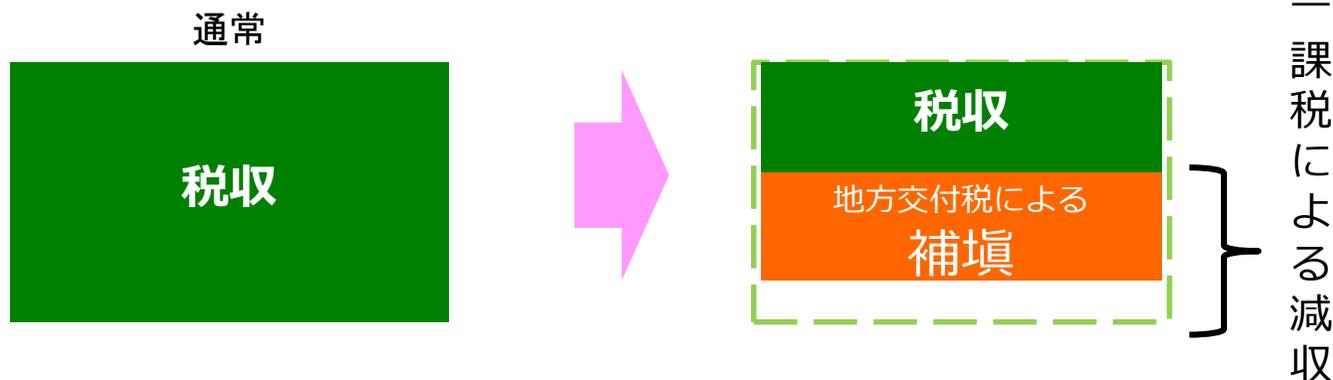
半島地域の税制特例制度（地方税）の概要

半島地域における地方税の不均一課税の減収補填措置について

産業振興促進計画を策定している市町村において、事業者が事業のために用いる機械、建物等を新增設した際に、地方公共団体が、事業税、不動産取得税、固定資産税を不均一課税した場合、不均一課税による減収額の一部を国が地方交付税により補填します。

これにより、地方公共団体は、少ない財政負担のもとで、より手厚い事業者への支援措置を行うことができます。

不均一課税の減収補填措置のイメージ



対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備に係る新增設		
取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
適用期限		平成31年3月31日まで		

半島税制の特長

- 1 半島税制を利用することで、適用期間中の減価償却額を通常より多く計上でき、国税の税負担が軽減（繰り延べ）されます。
- 2 半島税制は、幅広い業種、設備、場面で利用でき、一定の場合には少額の設備投資でも利用できます。
- 3 半島振興法に基づく減収補填措置によって、地方公共団体は、独自の税制優遇措置（不均一課税）を少ない財政負担で行うことができ、より手厚く事業者を支援できます。

【参考】産業振興促進計画の策定について (市町村の御担当の方へ)

計画を策定して事業者の設備投資を後押ししましょう！

計画を策定すると、こんなメリットがあります！

戦略的な 地域活性化

産業振興促進計画を策定することは、地域の産業の抱える課題を戦略的に解決する一助となります。

また、課題解決を国の税制支援措置等が後押しすることで、効率的に地域活性化を図ることができます。

企業立地の促進

本制度は、適用対象が幅広いことが特長であり、利用した企業からも高い評価を得ています。

本制度の利用環境を整えることは、企業立地を進める上で重要なPR要素となり得ます。

雇用の促進

本制度を利用した企業の多くで、数人から数十人規模の新規採用がなされており、地元の雇用促進に寄与しています！

国土交通省が計画立案から策定までを丁寧にサポートします！

担当者の素案段階からでも気軽に御相談ください！

地域内での議論、担当者による素案作成などの段階でも、いつでも御相談ください



電話、メールなど形式を問わず、地方振興課半島振興室までお気軽にご連絡ください。

必要に応じて説明に伺います



※ 日程等は要調整

地域	道府県	市町村名
積丹		共和町
		岩内町
		泊村
		神恵内村
		積丹町
		古平町
		仁木町
		余市町
		函館市
		北斗市
渡島	北海道	松前町
		福島町
		知内町
		木古内町
		七飯町
		鹿部町
		森町
		八雲町
		長万部町
		江差町
		上ノ国町
		厚沢部町
		乙部町
		今金町
		せたな町
津軽		五所川原市
		つがる市
		今別町
		蓬田村
		外ヶ浜町
		板柳町
		鶴田町
		中泊町
		むつ市
		野辺地町
下北	青森県	横浜町
		東北町
		六ヶ所村
		大間町
		東通村
		風間浦村
		佐井村
		男鹿市
		湯上市
		三種町
男鹿	秋田県	大潟村
		館山市
		勝浦市
南房総	千葉県	鴨川市
		富津市
		南房総市
		いすみ市
		大多喜町
		御宿町
		鋸南町

・・・策定済み

地域	道府県	市町村名
能登	富山県	氷見市
	石川県	輪島市
		珠洲市
		能登町
		穴水町
		七尾市
		志賀町
		中能登町
		羽咋市
		宝達志水町
津幡町		
伊豆中南部	静岡県	かほく市
		内灘町
		松崎町
		沼津市
		西伊豆町
		伊豆市
		下田市
		南伊豆町
		河津町
		東伊豆町
紀伊	三重県	伊勢市
		松阪市
		尾鷲市
		鳥羽市
		熊野市
		志摩市
		多気町
		明和町
		大台町
		玉城町
		度会町
		大紀町
		南伊勢町
		紀北町
		御浜町
紀宝町		
奈良県	五條市	
	吉野町	
	大淀町	
	下市町	
	黒滝村	
	天川村	
	野迫川村	
	十津川村	
下北山村		
上北山村		
川上村		
東吉野村		

地域	道府県	市町村名
紀伊	和歌山県	海南市
		橋本市
		有田市
		御坊市
		田辺市
		新宮市
		紀の川市
		岩出市
		紀美野町
		かつらぎ町
		九度山町
		高野町
		湯浅町
		広川町
		有田川町
		美浜町
		日高町
		由良町
		印南町
		みなべ町
		日高川町
		白浜町
		上富田町
		すさみ町
		那智勝浦町
		太地町
古座川町		
北山村		
串本町		
宮津市		
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		
松江市		
出雲市		
呉市		
江田島市		
柳井市		
周防大島町		
上関町		
平生町		
八幡浜市		
西予市		
伊方町		
宿毛市		
土佐清水市		
四万十市		
大月町		
三原市		
黒潮町		

地域	道府県	市町村名	
東松浦 ・ 北松浦	佐賀県	唐津市	
		玄海町	
		伊万里市	
	西彼杵	長崎県	松浦市
			佐世保市
			平戸市
			佐々町
			長崎市
			西海市
			島原市
諫早市			
雲仙市			
南島原市			
島原	大分県	豊後高田市	
		杵築市	
		国東市	
		日出町	
国東	熊本県	宇城市	
		宇土市	
		上天草市	
		天草市	
宇土天草	宮崎県	苓北町	
		日南市	
		串間市	
		鹿屋市	
		垂水市	
		曾於市	
		志布志市	
		大崎町	
		東串良町	
		錦江町	
大隅	鹿児島県	南大隅町	
		肝付町	
		鹿児島市	
		日置市	
		南さつま市	
		南九州市	
		枕崎市	
		指宿市	
		いちき串木野市	
		薩摩	鹿児島県
いちき串木野市			
いちき串木野市			
いちき串木野市			

お問い合わせ先

国土交通省 国土政策局 地方振興課 半島振興室

(代 表) 03-5253-8111 (内線29-554)

(直 通) 03-5253-8425

半島税制の適用の申請に関するお問い合わせは、

- ・ 事業所の所在する市町村の税や産業振興の窓口
- ・ 各国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」
- ・ 国税庁のタックスアンサー

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

- ・ 地方公共団体の担当部署（地方税の場合）

をご利用ください。